

此状態は全く陸上に於ける當時の富者が今日何等殘す處なき窮境に居らるゝのと同一徹の觀がありまして今更咎めても詮ないことであります要はこれを鑑みて今後を戒むるに在るのであります。

普通船員給料標準調				(未定稿)
海上勤務ト年齡	甲板部	機關部	司厨部	
見習期間一箇年(年齢十八歳)	三圓乃至三圓	三圓乃至三圓	三圓乃至三圓	
三等水夫、石炭夫、給仕、炊手、二箇年(元歳乃至二歳)	四圓乃至四五圓	四圓乃至四五圓	三圓乃至四五圓	
二等水夫、二等火夫、給仕、炊手二箇年(三歳乃至三歳)	五圓乃至六圓	五圓乃至六圓	五圓乃至六圓	
一等水夫、一等火夫、給仕、料理人三箇年(三歳乃至三歳)	六圓乃至八圓	七圓乃至九圓	七圓乃至九圓	
倉庫番、副汽錘番	八圓乃至十圓	八圓乃至十圓	八圓乃至十圓	
舵夫、油差、一等料理人五箇年(二六歳乃至三十歳)	八圓乃至十圓	八圓乃至十圓	八圓乃至十圓	
水夫長、火夫長、司厨長(三一歳乃至四五歳)	九圓乃至十五圓	九圓乃至十五圓	九圓乃至十五圓	
大工ハ海陸ノ経験ヲ併算シ其技値ヲ諸考シテ舵夫、油差、水火夫長相當ノ待遇トス	九五圓乃至十五圓	九五圓乃至十五圓	九五圓乃至十五圓	

### 説明

一、本表は強健にして善良なる男子が十八歳で始めて海員見習となり生涯を海上勤務に捧げて平均年齢四十五歳に達する期間に於て一生として初めは獨身者又相當の年齢に達してから一通りの家族生活に要する費用を支ふるに足る丈けの金額を基礎として其標準を定めたるものにして未だ正當なる海上労働者の報酬の標準としては意義をなさないかも知れません。

二、本表は人生の順路として當然避くべからざる年齢を主としたるも其年齢の経過期間は裕に其標準に伴ふべき

海上勤務の熟練即ち技術を研ぐに適當なる期間と信ずるのであります。

三、本表は國民の義務たる徵兵服役及び簡略點呼並に演習の爲めに要する期間は全部之を除外せずして計算してあるから實際は海上勤務の経験に照らし其年齢は本表に記載したるものより二年半位は少くとも増加即ち後れる事となる反対に其收入は減少する計算となり且又病氣其他の事故により下船乃至休養したる場合も又之の同一の結果となる其外二十歳や二十三歳位になつてから海上生活を思立つ人もありましやう。是等は其年齢の如何に拘はらず先づ見習の初期から始めなければならぬ、隨て其給料の標準も亦経験に據らなければならないので本表の年齢對標準金額と一致せぬこととなるが之は事實止むを得ないことである。

四、本表に依り経歷上より其資格及び標準金額を示せば。

見習一箇年ヲ終了シタルモノ	三等水夫、石炭夫、四等給仕	四二圓乃至四五圓
二等水夫、石炭夫、四等給仕、炊手トシテ二箇年	炊手	二等水夫、二等火夫、三等給仕、三等料理人
勤務シタルモノ	二等水夫、二等火夫、三等給仕、三等料理人トシ	五圓乃至六〇圓
二等水夫、二等火夫、三等給仕、三等料理人トシ	一等水夫、一等火夫、二等給仕、二等料理人	六五圓乃至八〇圓
テ二箇年勤務シタルモノ	舵夫、油差、一等給仕、一等料理人トシ	八〇圓乃至一〇〇圓
テ三箇年勤務シタルモノ	理人料	